

○学位論文審査料の基準に関する細則

昭和59年4月1日
施行

改正 平成8年4月1日 平成14年7月18日

第1条 この細則は、学習院大学学位規程第29条第1項の学位論文審査料について、その基準を定める。

第2条 学位論文審査料は、次の基準による。

一 学位規程第28条第2項の条件を満たす者

イ 退学後、3年を超えて5年以内に学位論文を提出した者 30,000円

ロ 退学後、5年を超えて学位論文を提出した者 60,000円

二 前号の条件を満たさぬ者

イ 本大学卒業者及び本大学大学院博士前期課程または修士課程を修了した者 80,000円

ロ その他の者 120,000円

三 本院の専任教職員である者 20,000円

第3条 この細則の改正は、大学院委員会の議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 学位論文審査料の基準に関する内規は、廃止する。

附 則

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年7月18日から施行する。